

五條市防犯カメラの設置及び管理運用に関するガイドライン

I はじめに

1 ガイドラインを策定する目的

防犯カメラは、犯罪の抑止に役立ち、安全で安心して暮らせるまちづくりに効果があると認められます。

それには、自主防犯活動を補完することで犯罪抑止効果の高まりや地域住民の防犯意識の向上、自主防犯活動の活性化、地域の絆の強化にもつながる相乗効果が期待できます。

しかしながら、撮影される個人のプライバシーを侵害することが無いよう、その運用には十分注意する必要があります。

そのため、プライバシーの保護に注意しつつ、防犯カメラを適正に設置・運用することによって、犯罪を抑止し、「安全で安心して暮らせるまち」を実現するためのガイドラインを策定しました。

2 防犯カメラとは

このガイドラインで定める防犯カメラとは、犯罪の抑止を目的として不特定又は多数の者が出入りする場所に固定して設置された画像撮影装置で、画像記録の機能を有するカメラのことをいいます。

3 防犯カメラと個人のプライバシー

人には、個人の容貌等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条（個人の尊重）の趣旨も踏まえた慎重な取り扱いが必要です。

また、防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報であり、「個人情報の保護に関する法律」に定められている個人情報として保護の対象になっています。

防犯カメラは、犯罪の抑止を目的とするもので、プライバシーや個人情報の取り扱いには十分に注意する必要があります。

II 防犯カメラの設置及び運用に当たっての留意事項

1 設置場所と撮影範囲

防犯カメラの設置及び運用にあたっては、犯罪の抑止効果を高めるとともに、不必要な画像の撮影を防ぐために、どのような場所に、どのような目的で設置するかを明確にし、撮影範囲を必要最小限度にする必要があります。

また、カメラの角度を調整するなどして、住宅内部などの私的空間が映らないようにしなければなりません。

2 カメラ設置の表示

防犯カメラの設置にあたっては、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯罪を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域又は撮影区域の出入り口付近に「防犯カメラ作動中」及び「設置団体名」を表示したプレートを設置しなければなりません。

3 管理及び運用体制

- (1) 防犯カメラの設置者（自治会の代表者等）は、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用を図ります。
- (2) 設置者は、防犯カメラの管理・運用に係る「管理責任者」を指定してください。
※ 管理責任者は、防犯上必要な業務を適切に遂行できる地位にあり、防犯カメラ及び画像の管理運用を行う者をいいます。
- (3) 設置者は、機器の操作や画像データの確認などを行う「取扱担当者」を指定してください。

取扱担当者は、管理責任者の指揮監督の下以外で、防犯カメラの操作及び画像の視聴を行ってはなりません。

防犯カメラの操作及び画像の視聴は、管理責任者及び取扱担当者以外の者は出来ません。

ただし、管理責任者からあらかじめ許可を得た場合は、この限りではありません。

4 画像データの保存・取扱い

防犯カメラの画像についても、外部に漏れることのないよう一定の基準を定めて適正に管理する必要があります。

- (1) 画像データの保存期間

画像データの漏洩、滅失、毀損又は流出等の防止及びその他の安全管理を徹底するために、保存期間は2週間以内とします。

- (2) データの厳重な保管

録画装置、画像データの記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスクなど）やパソコンについては、管理責任者や取扱担当者以外の視聴や盗難を防止するため、施錠のできる事務室内や設備の中で厳重に保管し、外部への持ち出しができないよう十分注意してください。

また、インターネット回線等により画像の送受信を行う場合は、ID やパスワードを使用するなど画像データの流出防止に厳重に対処してください。

- (3) データの消去

保存期間が終了したり、保存の必要がなくなった画像データは、確実な方法により速やかに消去してください。

5 自治会等が防犯カメラを設置する際の留意点

- (1) 設置場所

民有地を設置場所として計画してください。

公共施設に設置する他適当な場所がない場合は、その公共施設の管理者と理由書を添えて協議を行い、占用許可等を得てください。

※ 占用許可等については更新が必要になります。

- (2) 設置時の合意形成

ア 防犯カメラの設置時の合意形成は自治会等において同意を得てください。

イ 特定の住宅が写りこむ場合は、その所有者・居住者などの同意を得てください。

ウ 土地所有者が変わった場合は、自治会等の責任において新しい所有者・居住

者に対しても、同意を得てください。

エ 防犯カメラを取り付ける工作物等の所有者・管理者の承諾又は道路交通法等の法令に基づく許可が必要な場合は、自らの負担において、その許可もとってください。

(3) 維持管理

ア 管理責任者は、自らの負担において、1年に1回以上防犯カメラの定期点検及びメンテナンスを行い、その結果を記載した書類(様式不問)を保管してください。

イ 防犯カメラによる事故が発生した場合は、管理責任者がその責任を負うことになります。

ウ 防犯カメラの設置、管理及び運用に関する問い合わせや苦情、事故があった場合は、管理責任者において速やかに対応、処理をしてください。

6 秘密の保持

防犯カメラ設置者及び管理責任者等は、撮影によって人の容貌・姿態という個人情報情報を大量に収集し、管理することになりますので、防犯カメラの管理・運用と通じて知り得た情報をみだりに漏らしたり、不当な目的のために使用してはなりません。

このことは、設置者等でなくなった後においても同様とします。

7 画像データの提供

防犯カメラにより撮影された画像データは、次の場合を例外として、第三者への提供を禁止しましょう。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (4) 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

画像の提供にあたっては、提供先、日時、画像の内容、目的、理由などの基準を定め、適正に運用してください。

8 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせに対し、あらかじめ対応要領を定めておくなど、誠実かつ迅速に対応してください。

III 運用規程の制定が必要です。

防犯カメラの設置者は、このガイドラインの内容を踏まえた適切な運用が可能となるよう、防犯カメラの運用に関する基準を盛り込んだ運用規程を定め、その内容を防犯カメラを取り扱う者全員に徹底させる必要があります。